

## 平成29年8月臨時教育委員会会議録

鳴門市教育委員会8月臨時教育委員会は、8月25日招集告示。

8月31日 16時30分、市分庁舎教育委員会会議室で開会。

同日17時30分閉会した。

- **出席者**

教育長 安田教育長

委員 寺田委員 加藤委員 小松委員 丹羽委員

事務局職員 大林教育次長 竹田教育総務課長 池脇教育総務課副課長

その他職員 笠原生涯学習人権課長

- **傍聴者**

なし

- **会議は、教育長が議事を進行した。**

- **議事の内容は次のとおりである。**

議案第48号 鳴門市教育委員会事務局の人事異動内示（案）について

議案第49号 公平委員会からの裁決について

議案第50号 鳴門市社会教育委員の委嘱について

- **教育長は、16時30分、8月臨時教育委員会の開会を宣した。**

- **教育長は、会議録の朗読を事務局に求めた。**

池脇教育総務課副課長は、8月定例教育委員会の会議録を朗読した。

- **教育長は、会議録の承認について諮り、全委員異議なく承認した。**

- **教育長は、議案第48号 鳴門市教育委員会事務局の人事異動内示（案）及び議案第49号 公平委員会からの裁決については、教育委員会事務局職員の人事に関する議案であることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により会議を非公開としたい旨提案し、全委員異議なく承認した。**

- **教育長は、議案第48号 鳴門市教育委員会事務局の人事異動内示（案）について、事務局に説明を求めた。**

竹田教育総務課長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第3号の規定により、教育委員会の職員の任免その他の人事に関することは、教育委員会の職務権限とされていることから、本件について承認を得たい旨説明した。

(会議の内容については非公開)

- 教育長は、議案第48号について諮り、協議の結果、全委員異議なく承認した。
- 教育長は、議案第49号 公平委員会からの裁決について、事務局に説明を求めた。

竹田教育総務課長は、8月23日に鳴門市公平委員会から「停職6箇月の処分は、停職4箇月の処分に修正する」との裁決書が送付された旨報告するとともに、鳴門市職員の不利益処分についての審査請求に関する規則第13条第1項の要件に合致する場合は、公平委員会に対し、再審を請求することができる旨説明した。

(会議の内容については非公開)

- 教育長は、議案第49号について、再審請求の可否について諮り、協議の結果、鳴門市職員の不利益処分についての審査請求に関する規則第13条第1項に定める再審請求事由のいずれにも該当しないと判断し、再審請求しないことについて全委員異議なく承認した。
- 教育長は、議案第50号 鳴門市社会教育委員の委嘱について、事務局に説明を求めた。

笠原生涯学習人権課長は、鳴門市社会教育委員条例の規定に基づき、9月1日から新たに14名を社会教育委員として委嘱したい旨、説明した。

- 教育長は、議案第50号について諮り、協議の結果、全委員異議なく承認した。
- 教育長は、17時30分、閉会を宣した。
- その他の事項は次のとおりである。

教育長は 9月定例教育委員会を 9月8日 15時から 開催することを確認した。